

産廃行政の歴史を学ぶ会

～歴代産廃課長大いに語る～

環境省の組織改編により平成29年7月14日に、廃棄物・リサイクル対策と放射性物質汚染対策を一元的に担当する「環境再生・資源循環局」が新設された。これにともない、平成13年の省庁再編で誕生した「産業廃棄物課」は、16年余の歴史に幕を閉じ、「廃棄物規制課」に衣替えされた。

この機会に、最後の産業廃棄物課長となった中尾課長の発案で、産業廃棄物課時代のエピソードを思い起こし、産業廃棄物行政の歴史を学び、偲び、振り返り、今後を考える会が、8月25日に公益財団法人日本廃棄物処理振興センター会議室で開催された。

ここには、歴代の産業廃棄物課長9名全員と総括補佐、現在の廃棄物規制課職員など約50名が集い、当時の懸案事項の背景や苦労話に花が咲き、今後の施策の展開に大いに参考となる会となった。

本誌秋号では、「緊急特別企画」として、この会の模様を紹介する(JW広報室)。



写真：歴代の産業廃棄物課長
上段左から 坂川、廣木、角倉、塚本、中尾、成田
下段左から 木村、由田、森谷、関

成田・廃棄物規制課長：それでは時間になりましたので始めたいと思います。まず、本日は歴代の産業廃棄物課長(産廃課長)の皆さま、大変お忙しい中、また、この炎天下の中お集まりいただき、どうもありがとうございます。

本日の会は、歴代産廃課長の方々が1人5分ということで、産廃行政の歴史を語っていただくものです。私どもは1人5分の間、一言も聞き逃さないように、しっかりと聞き、勉強させていただきたいと思っています。また、ただ単に発言を聞くと

いうだけではなくて、この制限時間が5分という中で、しっかりと5分を守ってくださいというバランス感覚の取れたやり方にご協力をいただけるかどうかといったところ。あるいは、5分という制限を全く無視して語ってくださるという情熱や熱意。そういったところも含めて、今回われわれ後輩は勉強させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

では、はじめに初代産廃課長の由田さんからお願いします。

由田・初代産業廃棄物課長：私は平成13年1月の

緊急特別企画 「産廃行政の歴史を学ぶ会」



省庁再編で環境省が発足し、廃棄物行政が厚生省から環境省に移管され廃棄物・リサイクル対策部（廃り部）が設置されたときに、初代の産廃課長に就任しました。それまでは、厚生省で産業廃棄物対策室長など産業廃棄物

行政に長く携わってきました。今日は、PCB廃棄物処理事業を中心にお話しさせていただきます。

13年6月にPCB特別措置法と環境事業団法改正が制定されますが、この前後が私が取り組んだ時代です。その続きはお隣の森谷課長に3年の長きにわたり担当していただきました。

13年1月当時、PCBに関して、なんと今の中川環境大臣とご縁がありました。私が産廃課長のときの上司は初代廃り部長の岡澤さんで、PCB処理の具体的なことは廃り部、実施体制などは総合環境政策局が担当。総政局の総務課長をやられていたのが、ALSOKの社長をおやりになっている青山さんです。青山さんと岡澤さん、そして現在の大臣である中川総政局長と私がコンビで、PCB特措法と環境事業団法改正の2つの法律案の説明に議員会館を回っていました。途中で青山課長から、携帯電話が入りまして、「由田さんSOSです」。「えっ!？」といて駆けつけたのが、これが某有力代議士の部屋。環境事業団嫌いの方で、散々苦労しました。難産の末ですが、2つの法律が制定できてPCB処理の道筋が明らかになり良かったです。

これ以前に、PCB処理施設の設置に向けては12年6月から具体的な検討が始まり、順次、各自治体に施設設置の立地の受け入れを要請しました。その後、3つの自治体が検討委員会ということで検討をやって、その間に北九州市の話が出て、北海道の話も出てきました。さらにその前には、PCB廃棄物の基準を0.5ppmとしたのはなぜかなど……、さまざまな疑問もあるかもしれませんが、今日は触れません。

昨日、中川環境大臣にお目にかかったときに「由

田さん、種まきをして尻拭いまでしているんだって」と言っていただきました。私の産廃課長時代は、PCB処理との格闘でした。

その他の仕事は、松澤総括に全てをお任せしました。産廃室長時代は、PCB以外の仕事は、室石総括にお任せしましたが、私はただ遊んでいるわけではなしに、PCBの仕掛けをやっていたということです。

いろいろな仕掛けをやって、「よろしくね」と言って、次の森谷さんにバトンタッチをしました。

森谷・第2代課長：それでは5分を守りたいと思います。私は産廃課長になる前に、産業廃棄物の仕事というのは、滋賀県で自然保護課長をしているときに、横で見ただけでした。そこで産廃課長になったときには大変面食らったのですが、当時は豊島、青森・岩手の事案がありました。これは、産廃特措法を制定することになり、これについては当時の由田課長さんが大変苦労されたことは、皆さんご存じだと思います。



私は3年間産廃課長をしたのですが、この間、廃棄物処理法（廃掃法）の15年改正、16年改正、17年改正という、小改正というか、今ではあまり話題にされない改正をしました。

15年改正のときには、産廃特措法、JESCO法、環境再生保全機構法と、こういうものが同時に動いて、後々尾を引いた改正が、許可取り消し羈則化でした。それから、当時は思わなかったのですが、産廃施設で一廃を処理できる特例を設けたことは、今になってみると災害廃棄物処理でその価値が改めてわかるもので、この知恵は由田課長が出されていたものです。もちろん広域認定制度の創設というのも大変重要なポイントでした。

16年改正は、私は記憶に新しいのは、硫酸ピッチの規制です。これは税制上の規制措置もあって、

緊急特別企画 「産廃行政の歴史を学ぶ会」

非常に効果の上がったものでした。それから、後から考えると大事だったと思うのは、埋立跡地の形質変更規制でした。

17年改正に移りますと、今日も全国産業廃棄物連合会(全産連)に廃棄物規制課の方が来てくれたのですが、最終処分場の維持管理積立金制度の対象拡大といったことが記憶に新しいところです。16年改正、17年改正は、毎年改正するのだということで、こういうことになりました。

さて、PCBについてですが、高濃度PCBについては、由田課長がまずレールを敷いてくれたところを、更に伸ばすというところだったわけですが、特に私の記憶に強く残っているのは、北海道内事業の拡大です。今は皆さんそうおっしゃらないですが、幻の宮城県事業、同じく新潟県事業、最後は名前がなかったような気がしますが、北陸事業を北海道内事業と一緒に統合して、現在の北海道事業にしたというところが、私がレールを少し長く伸ばしたところですよ。

PCBのその他物については、北九州事業で行うことしか目途がついていなかったの、それをどうするかは、結局具体的なものに至らなかったところですよ。低濃度PCBについては、私が産廃課長になった14年度に、経産省からこんな事態があって、低濃度の汚染物がたくさんあるということだったので、原因究明、全体把握、できれば1,100℃以下での焼却処理の可能性を考えました。

それから行政不服審査案件は、新たな案件が加わり70件前後の手持ち案件が一向に減らない状態でした。電子マニフェストは、当時は3%前後の利用率で、当時の環境大臣が大臣復活予算ということで2億円取ってくれたので、もちろんそれだけではないと思いますが、現在のJWセンターの事業の拡大につながったものかと思っています。

産廃アカデミーによる地方公共団体職員の対処能力向上なども大事でしたが、時間の関係上説明は省略します。優良性評価制度は、今日来られている小野審議官が大変熱心に取り組みました。私がしたことは少なかったのですが、22年改正につながるようになった優良性評価制度を省令レベルで動かしてくれました。それから建設汚泥とその

処理物というのが、最近でもそうですが、適正処理と再生利用が課題でした。なお、産廃税の動きがこの14年、15年、16年と、各地でありました。皮切りは三重県で、北東北、中国、九州などに広がっていたということがありました。以上です。

関・第3代課長：私は平成17年の7月から18年の7月のちょうど1年間産廃課長をやっていました。任期は2年間だろうと思っていたのに、18年の7月に突然、異動の内示をいただいて大変がっかりしたことを思い出します。産



廃行政は初めてでしたが、環境庁で規制行政に長く携わっていたので、規制行政としての産廃行政には違和感はありませんでした。産廃行政は、規制と共にリサイクルも含めて産廃事業者の育成も重要な柱ですので、規制と育成が大変新鮮に感じました。

1年間ではありましたが、3つのことが印象に残っています。1つはアスベスト対策。2つ目は今の仕事でもありますが、電子マニフェスト。3つ目はPCB、特に低濃度PCBです。

まずアスベストについては、平成17年にアスベスト機器製造工場の周辺で中皮腫等の問題が起こって、全国的に大きな議論になりました。アスベスト被害者の救済法も、その次の年にできました。アスベスト対策を進めると、年間100万tもの大量のアスベスト廃棄物が発生します。それをどう適正処理するかが、大きな課題でした。廃掃法のルールで処分すればよいのですが、吹付けアスベストのような特別管理廃棄物などは、処分場の周辺の住民の方々の反対もあり、行き場を失って不法投棄なども起こっていました。

結局、廃掃法を改正して、3つ目の大臣認定の特例ということで、無害化処理認定制度というものを作りました。これで環境大臣が直接認定して、主に熔融処理ですが、結果的にうまくいくように

緊急特別企画 「産廃行政の歴史を学ぶ会」

なりました。その時の廃り部長は由田さんだったのですが、この無害化処理認定制度は大量に存在する低濃度PCBの処理にも役立つようになるのではないかと、話し合ったことを覚えています。これは数年後に現実となり、今では、この大臣認定制度で低濃度PCBの処理が進んでいます。

2点目は電子マニフェストです。平成9年の廃掃法の改正で電子マニフェスト制度が創設され、私が現在勤務しているJWセンターが情報処理センターに指定されました。しかし、電子マニフェストの利用は進まず、私が産廃課長になった平成17年度の普及率は僅か3.5%です。普及しなかったのは技術的課題、社会的課題などがあったのですが、産廃課長に就任した時には、高い目標が決まっていました。環境省独自の目標は、平成20年度で20%。政府全体としても、総理を本部長とするIT戦略本部で22年に50%の目標を定めていました。

当時の小池大臣は電子マニフェストの普及に大変熱心で、大臣の叱咤激励のもと、技術面でシステムの改善に努めるとともに、利用において利害関係のある団体間の調整会議を設置して普及のあり方を議論いただきました。これらの取り組みもあり、平成20年ごろから電子マニフェストの利用が進み、直近ですと、普及率はおおむね50%に達しています。

3点目はPCBです。JESCOの北九州事業所が操業を始めた後に産廃課長になり、17年の9月に豊田事業所が、また、17年の11月に東京事業所が操業を開始。すると相次いでPCB漏洩事故が発生しました。豊田は1回。東京が2回。1年の産廃課長でしたが3回もの漏洩事故に遭遇し、不運が付きまわっていたとしか思えません。そのときのJESCO事業部長が隣の木村さんです。地元とのいろいろな約束のもとに立地、操業させていただいていたので、事故への対応は大変でした。JESCOの社長と立地自治体に出向き、議会と首長さんにコメツキバツタのように謝罪し、「しっかりJESCOを指導します」と約束しました。操業の初期なので予期せぬことが起こるのは仕方がないのですが、大変でした。1年間の産廃課長でしたが、思い出深いことがたくさんありました。以上です。

木村・第4代課長：関さんの後に産廃課長をしていました木村です。私は産廃課長の前にJESCOの事業部長をしていました。ちょうど私が事業部長をしているときに、PCBの処理施設が立ち上がり始めて、操業を開始した



のですが、先ほど関さんから話がありましたように、豊田事業所で1回、東京事業所は2回、PCBが漏洩しました。施設の立ち上げの時期であり、各方面に大変なご迷惑をおかけしました。この事故を教訓に対策を強化したことで、その後PCBの漏洩事故が起こっていないのではないかと思います。

その後、環境省に戻り産廃課長を務めさせていただきましたが、規制される側が規制する側に回り、立場が180度変わったことに戸惑う、そんな感じだったのをよく覚えています。私が課長だったときは、由田さんが部長で最初の1年間は秦さんが大番頭というか、総括補佐でした。それで、私自身はJESCOでPCBの処理を担当しましたが、それ以前、廃棄物行政に直接関わったことがなかったのも、最初は手探りでした。由田部長のご指導と、秦さんが支えてくれたお陰で、何とか仕事ができたとします。先ほど来いろいろと、「私はこれをやった」という立派なお話しがたくさんあったのですが、私が今日来るに当たって、自分が2年間いた間にやったことを思い出そうとして、なかなか思い出せなくて。

私なりに、それでも記憶していることを思い出していくと、まず取り組んだのは、電子マニフェストです。着任したら秦さんから、「課長、とにかく電子マニフェストを普及しましょう!」と言われて、廃棄物の主要な排出事業者である産業界の団体等をほぼ全部回り、それからそれぞれの地方の産廃処理事業者の団体を回り、とにかく電子マニフェストを拡大すべく訴えたという記憶があります。電子マニフェストの普及の推移のグラフ(17ページ)を見ると、18年度～19年度は何か少

緊急特別企画 「産廃行政の歴史を学ぶ会」

し角度が上向いており、その後の普及のきっかけになったということを見てくれる人は見てくれるかなと思います。

それから私自身は前職がPCBの処理会社にいたため、PCBの処理については非常に思い入れがありました。私が産廃課長のときになんとかしたいと思ったのは、低濃度PCBの処理です。高濃度のPCBはご案内のように、JESCOで化学処理といわれる処理方法で処理をしていますが、低濃度PCBを処理するのに同じようなやり方を取っていると、大変な手間とコストが掛かるということで、何とか焼却処理ができないかというのが関係者の思いでした。

由田部長にも相談し、検討会をやろうと言ってくれたので、産業界の人や学識経験者、それから、由田さんの指示で、兵庫県で過去に高濃度PCBを焼却したときの経験者である自治体のOBの方に検討会に入ってくださいました。そのようなメンバーで議論をしていただき、何とかまとまったと記憶しています。それが、その後の低濃度PCBの処理につながっていったのではないかと思います。

それから、私がもう1つ強く記憶に残っているのは、“無限連鎖”です。一つの産廃処理業者が廃掃法違反等をしたときに、役員のつながりでどんどん関係する企業の処理業許可が取り消されてしまうというルールがあって、私が産廃課長だったときに、ちょうど産業廃棄物の収集運搬業を全国的にやっている企業がそれに引っかかって、全国の都道府県からの許可が取り消される事態になりました。この無限連鎖については、おそらく立法の趣旨を超えて大きな影響を与える規定になってしまっていたと思われ、規制の趣旨を生かしながらも、無限連鎖にならない仕組みにすると、検討会を作って見直しの検討をしたことをよく覚えています。時間が少し過ぎてしまいましたので以上で終わります。

坂川・第5代課長：木村さんの後を継ぎました坂川です。私は平成20年の7月から22年の8月までの約2年間、産廃課長を務めました。年表(18ページ)の歴代の総括補佐の欄を見ると、なぜか私が

課長のときに総括補佐が随分たくさん変わっているなど、今改めて気がつきました。私としては総括補佐と良い関係を築いていたはずなのですが……、決してうまくいってなかったわけではないと、私は思います。ただ、私の一方的解釈ですから、事実を明らかにするためにはもう一方の当事者の意見を聞かなくてはいけないと思います。

それはそうとして、私は22年8月までやっていて、その次は廃り部の企画課長だったのですが、翌年の3月に東日本の震災があって、その後、震災対応と原発事故対応といろいろやっていました。今となってみれば廃り部時代の私の記憶というのは、ほとんど震災対応と放射性物質汚染対応です。なので、産廃課長だったときに行ったことの多くを忘れてしまったわけですが、しかしその中でもいくつか覚えていることもあります。

当時の一番大きなことは、廃掃法の改正です。平成22年の改正ですが、私が産廃課長になったときから前の法改正の施行後5年が経過したので、見直しをしなければいけないということになっていて、さっそく審議会の専門委員会を立ち上げたように記憶しています。今回思い出すためにもう1回当時の資料を見てみると、法律改正の項目だけで20項目あるのです。ものすごくたくさんいろいろなことを改正したのだなど。

当時は水・大気環境局も法改正をやっていたものですから、国会議員の先生にご説明に行くときに水・大気環境局の人と一緒にいくのですが、水・大気環境局のほうは数分で終わるのです。あっという間に終わります。私のほうは説明しようと思えばいくらでも説明できるけれど、ただあまり長く説明するとよくないので、本当に概要だけ効率よく説明するように気をつけていました。そのようなことをやりました。

それから施行令の改正。これもいろいろあった



緊急特別企画 「産廃行政の歴史を学ぶ会」

のですが、一つ大事なものは、収集運搬業の許可の合理化です。政令市の枠を越えるのは都道府県の許可でよいとしました。これは実は私の後の廣木課長のときにやってもらったのですが、その準備をしていました。先ほど来、いろいろお話があった低濃度PCBについては、私のところで処理施設を追加しました。これは木村課長のところで準備をしていただいていたので、短期間でできたということだと思います。

いろいろなことがありましたが、一つ謝らなくてはいけないのは、廃掃法の改正をしたのはいいのですが、大変読みにくい条文を作ってしまったということがあったと思っています。もともと廃掃法は難しい法律だと言われていましたが、さらに難しくしてしまいました。申し訳ないと思っています。

特に、建設廃棄物について元請業者に処理責任を一元化したところと、先ほど来も話があった許可取消しの無限連鎖を防ぐところ。必ず改正しなければいけなかったことなのでやったのですが、大変難しく、当時、永田さんという方が担当でいて、法制局との調整などもいろいろやっていただきましたが、あのようにならざるを得なかった。大変申し訳ありません。機会があったらもう少し分かりやすくしていただきたいです。

あと、PCBに関して言うと、私のときは低濃度PCBを無害化処理認定制度の対象にしたのですが、それ以外の課題としては、安定器の処理がまだ全然できる状態ではなかったので、それをどうにかしないといけませんでした。北九州のほうは処理施設ができつつあったのですが、それ以外どこにもないという状態だったので、そういうことが大きな課題になっていたということだと思います。

最後に今後のことなどですが、当時からいろいろ言われていたのが、やはり規制緩和的なことです。今もそれはあると思いますが、いろいろなご意見が出る中で、特に日本だけ特殊なことをやっているという、そういう目で見られてしまうのですから、なぜこれが必要なのかというところを説明しなければいけないし、また場合によっては今まで規制のやり方を変えていかなければいけない

と、そういうこともあると思います。

それともう1点。国の関与のあり方の検討というのは、私はついこの間まで東北地方環境事務所長と福島環境再生本部長を兼務していたので、そういう経験から言うと、今後廃掃法において、国の関与をどうしていくのかという大きな課題があります。その時ぜひ地方環境事務所をどういう体制を作っていくのかということとセットでお考えいただきたいと思います。今のままですとできることに限りがありますが、うまく使っていけば、また体制を作っていけば、いろいろなことができるようになると思います。それも大きな課題ではないかと思っています。以上です。

廣木・第6代課長：坂

川課長の後を継ぎまして、平成22年8月から25年の4月まで産廃課長を務めていました廣木です。今までのメンバーを見てお分かりのとおり、歴代の課長は私の前はずっと技官が務めていたわけですが、



私のときになって初めて事務官として着任したということがありまして、正直なところ、辞令をもらうときにどうしようかと思いました。廃り部は、その前に浄化槽推進室で経験していたのですが、全く毛色の違う世界でしたので、非常に不安がありました。しかし私の前任者である坂川課長が、企画課長でそのまま横にいただきましたし、産廃課の中のスタッフもしっかりとそのまゐってもらったということで、なんとか臨んできたというのが実態です。

私がいたときの大きな話を2つ挙げるとすると、1つはやはりPCBの話。もう1つは震災で、特に放射性物質汚染対処特措法の話ということになります。その辺りを中心にお話したいと思います。

まずPCB廃棄物です。歴代課長さんの時代にずっと取り組んでこられてきたわけですが、私の

緊急特別企画 「産廃行政の歴史を学ぶ会」

時代になっての課題というのは、まずPCBの処理期限です。着任したのが2010年でしたが、6年後の2016年7月の処理期限が迫ってきて、このままいくとその処理期限までとても処理ができそうにないということは明白でしたので、それをどうするかという課題を対処するのが1つ目です。

2つ目がそういった処理期限を延長するのに伴いPCB処理基本計画を当然改定しなければならないという事態が生じたことです。JESCOには5事業所ありますが、各事業所が高濃度PCB廃棄物、安定器も含めて、エリア内のものを処理するという原則で進めてきたわけですが、先ほど来お話がありましたように、特に安定器の処理に関しては、北九州の事業が動き始めて、北海道の事業もある程度めどがつきつつあった状況でしたが、他の3事業所はとてもめどが経ちそうもない。そもそも立地する場所がないなどということも含めてめどが立っていない状況で、それをどうするかという課題でした。

3つ目はJESCOにおけるPCB処理の高コスト問題です。特にこれは産業界から非常に責められたところでして、私が着任した直後に経団連にいきなり呼ばれて、大勢の前で説明をしなければならないという事態が生じたことがありました。本当に私は何をすればいいのだろう、と思いながらその場に立っていたことをよく覚えています。そういう高いコストであることへの産業界の不満をどうおさえていくのか、という問題です。この3つの問題に対処しなければならないということがありました。

ただPCBの事業に関して言うと、ちょうどPCBの事業が北九州でスタートしようとしたときに、私は北九州市役所に出向していて、その場で当時の現場での苦労を見ていたものですから、処理がある程度最後まで見通せるところまで、少しでもその道筋を付けられれば、と思いながら必死に走ってきたというのが実感です。その当時、JESCOの取締役役に由田さんが着任されましたが、特に地元との関係をどう築くかというのがものすごく重要だったので、そこは由田さんに相当サポートしていただきながら、地元をこまめに回り、

他方で経団連とは関係を密に築くなど、そういうことを相当やったつもりでした。

いろいろな課題は塚本課長、角倉課長、以下の皆さんに残していったと思うのですが、私の時代には、特にコスト問題に関して言えば、JESCO以外の無害化認定施設というのも、当時の補佐である鈴木君などが、大変頑張ってくれたおかげで認定施設数を増やすことができました。その対象濃度もかなり高い濃度まで処理できるように、地元との関係もうまく築きながら丁寧に試験をやってきたことを覚えています。

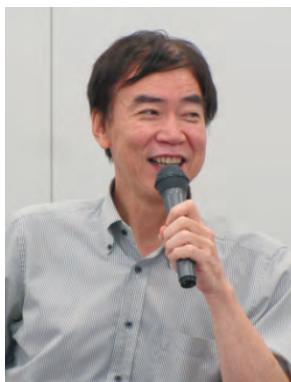
それから2つ目が汚染対処特措法の話です。これはまさに先ほど当時の坂川課長からお話がありましたが、東日本大震災があって、当初はいかに災害廃棄物処理をスムーズに行うかということが主眼だったわけです。次第に福島第一原発事故による影響がさまざまな産業廃棄物、例えば下水汚泥ですとかも含めて及ぶということが分かってきて、当面は下水汚泥の暫定処理基準などを作って、その処理ガイドラインをどうするかということでスタートしたわけです。

それに続いて、汚染対処特措法というものを制定するという動きが急ピッチで進んで、震災の年の8月の30日に成立するわけですが、この法律について年内までに基準となる省令を作って、しかも処理のガイドラインも作り、年明け1月1日に施行しろという命題を8月になって突然いただきました。その当時、今来ています足立総括や、いろいろなメンバーと一緒に「どうしたもんだ」と思いながらも、国立環境研究所の大迫先生やいろいろな専門家の先生に頻繁にご相談しつつ案を作り、それを当時の原子力安全委員会や文科省の委員会にどう説明するかを、坂川企画課長とともに相当苦労しながら行ったというのを覚えています。



緊急特別企画 「産廃行政の歴史を学ぶ会」

その他も語るといういろいろあって、例えば利根川水系の利水障害の事案やさまざまな事案を思い出しますが、そう言っていると時間がなくなりますので、この辺にしたいと思います。行政マンとして非常にいい経験をさせていただきました。本当に素晴らしい諸先輩、同僚、さまざまな関係者の皆さまに囲まれてなんとか仕事ができたとっております。私の話は以上です。



塚本・第7代課長：廣木課長の後を継いで産廃課長になりました、塚本です。私は1年と3カ月ほど務めました。今お話しがあったとおり、廣木課長が経団連を中心にPCB処理価格問題の線路を敷いてくださって、私はPCB処

理計画の延長に係る自治体における合意形成というのがミッションでした。当時の部長が梶原部長、企画課長が廣木課長で、JESCOには由田さんがいらっしゃり、課員の方々もプロパーの方が多かったし、あるいは出向の方でも非常に優秀な方が多くて、上司やスタッフに恵まれ、仕事がやりやすかったと記憶しています。

合意形成と言っても、地元にしてみると、単純にPCBの処理期限が延びるだけではなくて、特に北海道と北九州は日本中の高濃度PCB処理が集中するということもあって、「話が全く違うじゃないか!」ということで、出発点が怒りから始まります。そういう中で私はどうしたのか。まず市役所の方々を仲間にします。市役所の行政マンにわれわれとビジョンを共有してもらうことから始めなくてはいけないのです。北九州は幸い既にできあがっていたのですが、室蘭はそこから始めなくてはできませんでした。

また、市役所の方々が仲間になってくれたとして、そうすると今度は市議会対策に入ります。これも市役所だけに任せるといことはなかなか前に進めなかったもので、当時のJESCOの由田さん

のご指導を受けながら、自治体の市議会の各会派の方々とお話しをして、膝詰めでいろいろ合意形成をしていきました。

またそういう動きをすると、当然国会議員の先生からもいろいろお声掛けをいただいてご説明に伺ったり、または地元の自治会の方々との意見交換をしたりするなど、さまざまな、とにかく合意を形成していくためにいろいろな方々と真摯に話していくという1年3カ月でした。月に1回は北九州に行っていましたし、月に2回くらいは室蘭に行っていました。そうすると他の産廃課の仕事は課員の皆さまに押し付けてというか、あまり自分ではできなかったのですが。

もう1つの記憶に残っているのは、適正室の仕事です。震災対応で人手がとられたため、適正室長を併任していたのですが、引き継いだ時の感想を率直に申し上げるなら、産廃処理場と言いますか、いろいろな案件がそのまま野積になっていて、発酵したり発火したりしていて、大変な状況であったわけです。中でも産廃特措法といいますか、マニフェストのお金とか基金を使って、処理責任者がいなくなった廃棄物をどう処理しようかという部分が一番難しい課題として残っていました。最終的には角倉さんの時代だと思いますが、マニフェストのお金を使って処理していくというかたちができたのですが、私のときはまだ経団連や建設廃棄物団体や、あるいは全産連さん当時森谷さんには随分お世話になりましたが、任意拠出していただくようなかたちでやっていったので、その問題が一応残っていました。

最後もう1点。私自身はそういうことで合意形成や対話に非常に重心を置いて仕事をしたのですが、経団連傘下の企業とはなかなかうまくいきませんでした。というのも、微量PCBの処理について、お金をとにかく使いたくないのです。普通のPCBの処理だけで手一杯という状況があったので、そういう産業界の反発が強かったです。一部の企業さんは、「産廃処理の許可を取らずに微量PCBの処理をしたい」と、理解不能の主張をされていた時代でした。そういう中で、その話も結局やりかけで角倉さんにパスすることになってしまった

緊急特別企画 「産廃行政の歴史を学ぶ会」

のですが、産業界としてもお金が掛かることから、非常に厳しい状況であったと思いますが、法律的に見ると理不尽な主張をされていたのが印象に残っています。私からは以上です。



角倉・第8代課長：平成26年9月から28年7月1日まで産廃課長を務めていました、角倉です。私の産廃課長時代の一番の思い出は、PCB特別措置法の改正です。私が産廃課に着任する前には、塚本課長の時代にPCB廃棄物の

の処理期限の延長という大変困難な調整を取りまとめていただいた後でした。「塚本課長に敷いていただいたルールをしっかり走る。」これが私に課せられた使命であろうと、最初はこのように思っていました。

ただそのルールの上で走りながら、JESCOの事業所がある地元への説明会など、そういうものを何回もやるわけですが、その都度言われたのが、「今のPCB特別措置法の下で本当に延長した処理期限を守れるのか」と。こういう厳しいご指摘をかなり数多くいただくようになりました。これは法改正をせざるを得ないのではないかと、半年くらい経ったころには思うようになりました。着任した翌年の27年の1～2月くらいにはもう法改正しなければいけないのかと思うようになりました。

それで、この件についてはまずご相談にあがったのは、初代産廃課長であられた由田さんのところでした。JESCOで陣頭指揮を取っておられた由田さんのところにご相談にあがりました。ご相談にあがったときに、最初の由田さんの反応は、「もう少ししっかり考えるべきではないか」と、このようにご指導をいただきました。

そのときに私も、これは試されているのかと思ひまして、とにかく何回も、まず由田さんにご理解いただけるようにしっかり理論武装して、きちんと考えた上でご相談にあがり続ければ、いつか

はゴーサインを出していただけるのかと思って、そういう覚悟でいました。2回、3回通っているうちに、確か3月くらいであったかと思うのですが、あるときご相談に行ったところ、由田さんのほうから「これは今やるべきだ!」と。こういうふう突如として大変心強いお言葉が出てきまして、大変ありがたく思ったことを昨日のように思い出します。

その後は由田さんのご指導の下、法案の中身から調整、その他いろいろなところを陰に陽に助けいただきました。本来であれば、私の力では到底できなかったようなPCB特別措置法の大改正。これができるわけです。

特に何が難しかったかという、使用中のPCB使用製品について、使用禁止の措置を取りました。これは財産権の侵害の観点からは、まずできないだろうと思われていたのができました。さらに処理期限についても、法律上の処理期限は地元とのお約束の計画的処理完了期限の1年前で設定をし、それに伴い地域によって法律上の処理期限が異なる規定としました。これは「法の下での平等はどうなっているのか」と、とある法学者の先生から言われたくらい、かなり難しい作業でしたが、地元とのお約束を守るためという重い立法事実があったからこそ、お認めいただけたものと考えております。

ただそれも、由田さんをはじめ、後はここにいらっしゃるいろいろな関係の皆さま方、業界の皆さま方、地方公共団体の皆さま方のご理解と後押しがあってこそ、初めてできたものだと思っています。このことについては深く感謝申し上げますとともに、ぜひ今後後任の皆さま方、それからこれから担当される方々には、この地元とのお約束であるPCBの処理期限、これを必ず守るのだと、ぜひこういう気持ちで取り組んでいただきたいと思います。

それだけ申し上げまして、もうすぐ5分ですので、マイクをお譲りしたいと思います。ありがとうございます。

中尾・第9代課長：この7月まで、角倉課長の後を

緊急特別企画 「産廃行政の歴史を学ぶ会」



継いで産廃課長をやっていた中尾です。今回、産業廃棄物課という名をなくすことになってしまって、最後に課長をさせていただくということで、歴代の課長には非常に申し訳なく思っています。それが今回の企画のきっかけ

にもなったというところが正直あります。

産廃課に来る前は、廃棄物行政はほとんどやったことがなくて、循環室長をやっていたことはあったのですが、震災の後で、急に「広報室長をやれ」と言われて4ヶ月ほどで異動になってしまい、その後も官房に長くおりました。ですので、産廃課では本当に課や関係の皆さまに支えていただきました。在任期間も一番自分が短いのではないかなと思っていたのですが、関さんに次いでということが今日分かりました(笑)。そういう意味で、皆さんに敷いて頂いたレールに乗って仕事をしたという感じです。

特に印象深かったこととして、異動になってからまだ1カ月少々しか経っていないので僭越ではあるのですが、廃掃法の見直しの議論があります。就任した7月の時点では、法改正事項はこんなことが考えられるかという程度で、やることはこんなことが考えられるという程度で、必ずしも決まっていなかったような感じでして、法律改正を検討するための資料もどこまで整っているのか、というのが正直なところでした。「本当に来年この状況で通常国会に出すのですか」ということを、実は環境省内で言ったこともありました。ただ結果的にはやって良かったと思っています。

電子Manifestoは歴代の課長に仰っていただきましたが、お陰様で普及率50%の目標をほぼ達成するという中で、そろそろ義務化ということではないかということで議論をしました。審議会等では排出事業者側の団体の皆さんからも廃棄物処理業界からも、電子Manifestoをもっと強力に普及すべきという意見をいただいていたので、義

務化はそんなに難しくないのかなと思っていたのですが、環境省から義務化を検討すると言ったところで特に現場でManifestoを扱われている皆さんに反対ないし懸念を示されて戸惑ったというのが正直なところでした。産業界などからは「99%までは出来るとしても義務化となると難しい、廃掃法は強力な法律なので義務化されると本当に困る」ということをかなり言われまして、経団連や全産連、医療関係団体等に通って調整を行いました。当面は現場で困らないよう適用除外なども幅広く設けつつ、その範囲を絞っていくといったこと等で、なんとかご理解をいただき、レールは敷けたのかなと思います。

今の法律の立て付けとしては紙Manifestoが原則になっていて、補完的に電子Manifestoを使えるという形になっているものですから、50%を越えるタイミングに乗り、原則を変える、つまり電子を原則として、難しい人は紙も使えるということを実行にしようというのを促す、ということも一つの発想としてあったのですが、適用除外が多いため、そこまでの改正はできないということになりました。もし次に大きく電子Manifestoに関する規定を改正するときには、その辺りの構造を変えるところを含めての議論になってくると思います。

もう一つ、悩ましかったのはダイコー事案への対応です。ダイコーの事案については着任前の去年の2月に既に再発防止策を出しており、それは良かったのですが、愛知県の廃棄物処理業者さんは、県からの依頼に応じて無償で処理に協力したということで、愛知県の産廃協会は特に責任がないにもかかわらず、「無償で協力しているのは業界として責任があるからではないか」「無償で手伝えるなら、通常の処理料金はもっと安くなるのではないか」等と取引先から言われ、辛い状況にあったと聞いています。その一方で、排出事業者は十分に責任を果たしているのかという問題です。

大気汚染防止法とか水質汚濁防止法ですと、裾切りがあって、一定量以上の排出を行う事業者には義務が掛からない面があるのですが、廃掃法では産廃の排出事業者については大企業も中小企

緊急特別企画 「産廃行政の歴史を学ぶ会」

業も広く一律に規制が掛かってしまいます。排出事業者責任は制度的には大幅に規制が強化されてきていますが、マニフェストも実際に出している事業者は7～8割くらいで、認識していない事業者も相当いるのではないかなという話も伺うこともあります。制度改正をして排出事業者責任に関する規制をこれ以上強化しても実行が伴って来ない中で、幾つか改善することになりましたが、最大のポイントは、排出事業者はその責任を果たさなければ措置命令の対象にもなる、社名等が公表され、社会的責任が失墜するリスクについても十分認識すべきだということで、ダイコー事案の総括を纏めさせて頂きました。時間になりましたので、以上にしたいと思います。



成田：歴代の課長の皆さま、ご協力ありがとうございました。ほとんど皆さん

5分くらいで収めていただきましたので、ほぼ予定通り進んでおります。これからは質疑応答ということなので、質問のある方は挙手をお願いします。どなたかいらっしゃいませんか。

質問者：せっかくですから。今回歴史ある産業廃棄物課がなくなって、廃棄物規制課になってしまったわけですが、これについて歴代課長として率直なご意見を伺えればと思います。

成田：それでは由田さんから順番に。

由田：産業廃棄物課という分かりやすい名前を冠した課、省庁再編の前には産業廃棄物対策室でしたが、そのものずばりを名前にした課は、私も初代課長としてそういうことなのかなと思っていました。私にとっては豊島の撤去終了というのが、時代の一区切りなのだろうと思います。PCBもそうなのですが、豊島の問題で廃掃法の改正を何度もやってきたのですが、少なくとも私が関わった大きなことだと思っていて、豊島のようなことがあっ

てはいけないのではないかな。ある意味では法改正のための材料にさせていただいて、排出事業者責任の強化や、罰則を強化してきました。その後の不法投棄の問題があるのですが、廃棄物規制課という名前がきれいなのかなと、そうなのかなという、そんな感想です。

森谷：私はある人から、「環境省は産廃課を廃棄物規制課という名前に変えたのだけれど、どうしてなのですか?」と聞かれて、私自身は「分かりません」としか言いようがありませんでした。それを問われる前に思っていたことは、廃棄物規制課と廃棄物適正処理推進課があることが、何かしっくりこないなと思っています。

もう1つ、余計なことではありますが、環境再生・資源循環局という名前は大変いい名前だと思うのですが、環境省の代表に電話を入れて、環境再生・資源循環局の、例えば廃棄物適正処理推進課をお願いしますと言うことになると、大変長いという気がします。局を短く言うというのは、発足した理由からして出来ないのでしょうかけれども、少し長いとは思っています。

関：私は去年の夏まで現役をやっていたしまして、最後の仕事



が廃棄物の局を作るということで、個人的には相当がんばったと思っています。官邸と調整をして、本当は「純増で1つ局を作りたい」という要望をしましたが、最終的には再編で落ち着きました。局を作ったら廃棄物リサイクル対策局というわけにはいかないので、資源循環局ということで収まったのだらうと思います。

局や課の名前が決まったときには退官していましたから、もちろん関与していません。産廃は未だに印象が悪いと言う人もいますが、世間の印象は随分よくなっていると思います。やはり、分かりやすい名前は重要です。たまたま私は日本産業廃棄物処理振興センターに就職しましたので、こ

緊急特別企画 「産廃行政の歴史を学ぶ会」

のセンターは産廃という分かりやすい名前を絶対変えたくないと思っています。

それと日本の廃棄物は、産廃が4億t、一廃は4,000万tで、圧倒的に産廃ですね。循環型社会を作るというときに、結局この産廃をいかに循環させるのかということなので、個人的には分かりやすく産廃といったほうがよいのではと。資源循環といってしまうと、対象が分かりにくくなるかもしれません。現役の方には、名前はいろいろ変わりましたが、産廃と一廃と、それをいかにうまく適正処理をしながら次の課題となる資源循環につなげていくか。5～6年経てば、今の新しい名前も定着するのかなと思いますが、産廃は懐かしいです。年を取ると昔のことが懐かしいということかもしれませんが、以上です。

木村：私は、産廃課長をやりましたので、自分が課長をした課の名前がなくなってしまったというのは非常に残念です。例えば自分が卒業した小学校がなくなったような、そういう寂しさを感じます。ただ私は正直言って、廃棄物適正処理推進課と廃棄物規制課の役割分担がよく分かっていないので、なんとも言い難いところがあります。

実は私は課の業務の仕分けという以上に、廃掃法というのが非常に読みにくくて、先ほど坂川さんから「自分の時代の改正で余計読みづらくした」というお話もありましたが、もともと大変読みにくい法律で、特に産業廃棄物をやっていると、ほとんどのものが「一般廃棄物の規定を準用する」となっており、読みにくいこと甚だしいです。明らかに産業廃棄物を狙った法律改正をしても、それが一般廃棄物にも適用されるというときには、必ず一般廃棄物のほうにメインで書いてあって、産業廃棄物のほうが準用という形になっています。私としてはできればいずれ抜本改正して、もっと読みやすい法律にしていだけないかなと思います。

廃棄物の処理業者の方々は全国にたくさんいらっしゃると思いますが、役人でも読むのに苦労するような法律に従って仕事をしろというのは、非常に酷なかなと思います。ぜひお願いできればと思っ

ています。

坂川：私が産廃課長の次に廃り部の企画課長をやっていたときに、中央環境審議会の部会の再編というのがあって、部会の数を減らさなくてはならないと。当時、廃り部会と循環型社会計画部会というのがあって、これを1つにするということになりました。その名前をどうするかということが議論になったときに、私は循環型社会部会でいいのではないかと提案をして、実際そうなったと思います。

ただそのときにある人から、「廃棄物という言葉がなくなってもいいのか」という指摘を受けたことがあります。「廃棄物」よりも広い概念である「循環型社会」の方が適切だろうと考えましたし、いずれ皆慣れるだろうと思ってそういうふうになりました。私自身そういうことをしてしまったので、本件について特にコメントをすることは控えたいです。



廣木：正直なところを言うと、先ほども話にありましたように、産業廃棄物課という自分がいた課の名前がなくなるということに、若干郷愁は覚えるというのは当然あります。ただ、先ほど木村さんからお話がありましたとおり、そもそも産業廃棄物と一般廃棄物のところは、今の廃掃法では非常に読みにくいと、私も感じているところがあります。

もちろん合理的な理由があるので、別に産廃のカテゴリをすぐになくせという話にはならないにしても、その辺りのことも含めて、将来の廃棄物処理のやり方を考える上で、名称をこういうふうにしたのかなと。そういうことを思いながら、これも時代の流れだろうと思うことにしている状況です。

あと1つ言うとなると、今の廃棄物規制課の事務室のスペースが従前の産廃課以上に狭いという

緊急特別企画 「産廃行政の歴史を学ぶ会」

話を聞いて、それはさすがに何とかしてやらないとまずいだろうと思っています。平成33年末ですか、今度は日本郵政本社ビルに移転するという話が内々に決まっていて、どれだけ広くなるかについては、今後いろいろあると思いますが、そこで少しでも広いスペースが与えられるといいな、と陰ながら思っています。以上です。

塚本：私も廣木課長と似た印象を持っています。産業廃棄物課と、廃棄物対策課。廃棄物対策課は、ほぼ一般廃棄物対策課でしたが、そういう意味で、今後一廃と産廃の垣根を取り払っていこうという皆さんの強い未来に向けた前向きな思考なのかと……、冗談ですけど。私自身産廃課長をやっていて、矮小な事例で言えば、引っ越しのときの家に残されたごみをどうしたらいいか。引っ越し事業者にしてみればこれは一廃ですから、引っ越し事業者が処理するわけにはいかないのですが、頼まれてしまってどうしようなど。

あるいはもっと矮小ではない話をすれば、これからどんどん自治体が弱くなっていったり、人口が減ったりしていく中で、一廃の処理が自治体自らやらず、民間委託の流れというのも出てきているわけで。そういった産廃事業者をもっと活用していくという流れとか、私自身はそういう意味で今回の名称変更に期待をしています。

中尾：自分としては、産業廃棄物課という名前は残したいという気持ちが大きいにあったのですが、局を作るためには現状維持はできないという大前提の下での作業でして、今回のようなことになって、諸先輩に申し訳ないと思っていますところ。

今回誕生した「環境再生・資源循環局」というのは、非常に前向きな名前ですが、今回の改正では、資源循環という名前がついた課がありませんので、将来の課題になってくるかと思っています。

成田：ありがとうございました。そろそろ時間になりましたので、僭越ながら、締めたいと思います。本日は非常に貴重なご意見をお伺いできたと思います。歴代の産廃課長さんから、いろいろ勉

強をさせていただきしました。

私もほんの少しだけ、これまで廃棄物行政に関わってきました。私は平成6年入庁なのですが、はじめに廃棄物行政に関わったのは、平成8年に当時の環境庁海洋汚染・廃棄物対



策室に配属された時です。そのときにちょうど厚生省が平成9年の廃掃法大改正を行い、これを受けて、最終処分基準の改正を行うとともに、最終処分場の廃止基準を厚生省と一緒に作りました。

その後、平成18年の廃掃法改正で無害化認定制度の創設を担当しました。そういった経験が若干あるのですが、やはり私は、平成8年に廃棄物行政に初めて携わったときと比べると、いろいろな点で非常に改善されてきたのだと思っています。

歴代の産廃課長さん、あるいはその前の産廃室長さん。さらには、これまで産廃行政に携わってこられた厚生省の方、環境省の方、自治体の方。あるいはさまざまな民間団体の方々、民間企業の方々。こういった方々の、まさに血と汗と涙の結晶が今の産廃行政だと思っています。

個人的なことを申し上げますと、前職は地球環境局市場メカニズム室長だったのですが、もし課長に上げてくれるのであれば、産廃課長をやりたいと思っていました。そういう意味で先ほどの、産廃課という名前がなくなってどう思うかについては、私はやはり“産廃課長”という名前は引き継ぎたかったと思っています。

新しい廃棄物規制課ということで、新しい行政を進めることになりました。先輩方が築いた確固たる産廃行政の道を更に前に進めていくのが、私の役割です。具体的に申し上げますと、先輩方がみなさん大変なご苦労をされてきましたPCB処理。これはきちんと期限内の処理を実現しなければなりません。やはりこれが最大の課題と思っています。

この他にも、中尾課長が大変なご尽力をされた

緊急特別企画 「産廃行政の歴史を学ぶ会」

廃掃法の改正。それからバーゼル法の改正。これらの政省令をきちんと整備していくことも、非常に大事な仕事だと思っています。

あとは先輩方からもお話がありましたように、新しい課の名前は廃棄物規制課と、規制という名前が付いていますが、規制だけでなく、やはり産廃処理業者の育成も重要です。これは産廃行政の大きな柱だと思います。規制課になったからといって産廃処理業界の振興を疎かにするのではなくて、むしろこの部分は強化し、規制だけをやっている廃棄物規制課でないというところをしっかりと見せていかなければいけないと考えているところです。

大変締まらないまとめになってしまいましたが、歴代の方々の本当に貴重なご経験を、わずか5分の間に話してくださいという非常に無体なことを申し上げたことは、改めてお詫び申し上げます。

このあと懇親会がありますので、さらにそれ以上のこと、あるいはこういう場では聞けないようなことを、もっとざっくばらんに語ってくださるのだろうと期待しまして、懇親会に移りたいと思っています。

どうもありがとうございました。



写真：懇親会の様子

歴代の産業廃棄物課長名簿

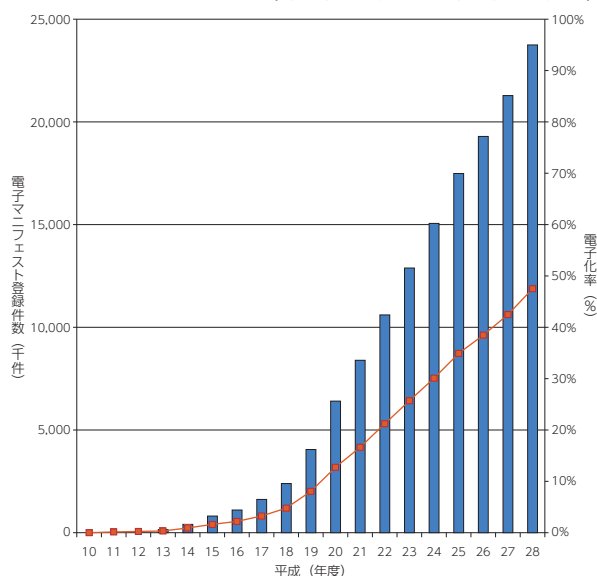
(8/25現在)

氏名 在職期間(平成)	現職
由田 秀人 13.01.06 ~ 14.07.01	中間貯蔵・環境安全事業(株) 取締役
森谷 賢 14.07.01 ~ 17.07.20	(公社) 全国産業廃棄物連合会専務理事
関 莊一郎 17.07.20 ~ 18.07.19	(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター 理事長
木村 祐二 18.07.19 ~ 20.07.14	(公財) 地球環境センター常務理事
坂川 勉 20.07.14 ~ 22.08.10	環境省東北地方環境事務所長 兼福島環境再生本部長(前職)
廣木 雅史 22.08.10 ~ 25.04.01	環境省水・大気環境局総務課長
塚本 直也 25.04.01 ~ 26.07.08	国連大学サステイナビリティ高等研究所 プロジェクトディレクター
※ 26.07.08 ~ 26.09.26	
角倉 一郎 26.09.26 ~ 28.07.01	環境省地球環境局総務課長
中尾 豊 28.07.01 ~ 29.07.14	環境省大臣官房環境保健部環境保健企画 管理課長

※この期間は不在で一時的に廃棄物・リサイクル対策部企画課長が併任

電子manifestoの推移

(平成10年度～平成28年度)



緊急特別企画 「産廃行政の歴史を学ぶ会」

産業廃棄物行政の歩み(平成13年1月～)

		廃棄物処理関係	PCB処理事業関係	課長	総括
H13	1月	省庁編成（環境庁が環境省に、廃棄物・リサイクル対策部設置）	・ PCB特別措置法制定(6月)	由田	松澤
	4月 6月				
H14	4月 7月				
H15	4月				
	7月 8月	○廃掃法改正(6月) ・ 不法投棄の未然防止等の措置 ・ リサイクル促進等の措置 ○産廃特措法の制定(6月)	・ JESCO北九州事業所の操業開始(12月)	森谷	小野
H16	4月	○廃掃法改正(4月) ・ 国の役割を強化による不適正処理事案の解決 ・ 廃棄物処理施設を巡る問題の解決 ・ 罰則の強化などによる不法投棄の撲滅			
	12月				
H17	7月	○廃掃法改正(5月) ・ 大規模不法投棄事案への対応 ・ 無確認輸出の取締り強化 ・ その他制度上の問題への対応			
	8月		・ JESCO豊田事業所(8月)、東京事業所(11月)の操業開始	関	秦
H18	7月	○廃掃法改正(2月) ・ アスベスト廃棄物の高度な技術による無害化処理の促進・誘導			
H19	4月 7月 10月				
H20	4月 7月 8月				
H21	4月 7月		・ JESCO大阪事業所の操業開始(10月) ・ JESCO北海道事業所(6月)の操業開始	木村	瀧口
H22	4月	○廃掃法改正(5月) ・ 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化 ・ 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化 ・ 廃棄物処理業の優良化の推進等 ・ 排出抑制の徹底			
				坂川	土居 高澤

緊急特別企画
「産廃行政の歴史を学ぶ会」

	廃棄物処理関係	PCB処理事業関係	課長	総括
7月 8月	・適正な循環的利用の確保 ・焼却時の熱利用の推進			
H23 7月	○東日本大震災(3月) ○放射性物質汚染対処特措法制定(8月)		廣木	足立
H24 4月 7月	○産廃特措法改正(8月) ・特措法の有効期限の延長等	・PCB特措法施行令を改正し、処分の期間を延長(12月)		木村
H25 4月 7月			塚本	外山
H26 4月		・PCB廃棄物処理基本計画の改定(6月)	※	
7月 8月 9月			角倉	水谷
H27 4月 7月				
H28 4月 7月		・PCB特別措置法改正(5月) ・PCB廃棄物処理基本計画の閣議決定(7月)	中尾	相澤
H29 4月	○廃掃法改正(6月) ・廃棄物の不適正処理への対応の強化 ・有害使用済機器の適正な保管等の義務付け ○バーゼル法改正(6月) ・「特定有害廃棄物等」の範囲見直し ・特定有害廃棄物等の輸出に係る規制の適正化 ・特定有害廃棄物等の輸入に係る認定制度の創設・輸入手続き緩和 ・廃棄物規制課 発足(7月)			
7月 8月			成田	

※この期間は不在で一時的に廃棄物・リサイクル対策部企画課長が兼任